

国民年金保険料の納付可能期間の延長について

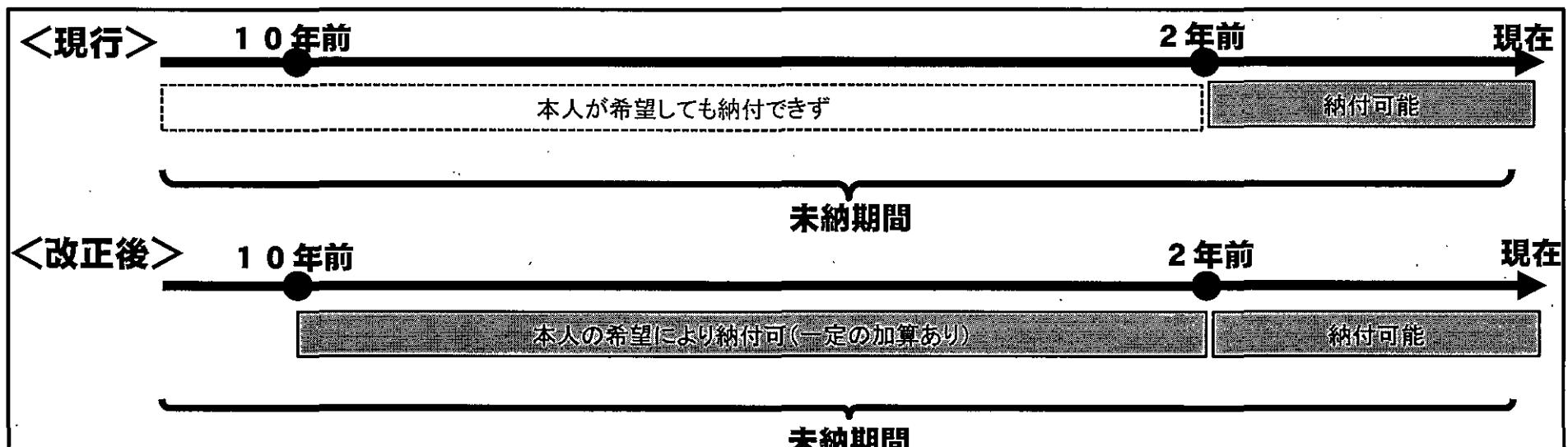
- 保険料を納めやすくすることで、無年金・低年金となることを防止する等の観点から、徴収時効の過ぎた過去の国民年金保険料の未納期間のうち、一定期間に係るものについて本人の希望により保険料納付を行うことを可能とする。

対象保険料 : 2年間の徴収時効が経過した国民年金保険料
(強制加入期間中の未納・未加入期間、任意加入中の未納期間が対象)

対象者 : 過去の未納期間を有する者(受給権者を除く)

納付期限 : 保険料納付期限から10年間

保険料額 : 当時の保険料額に、前年に発行された10年国債の表面利率の平均等を基礎とした率を加算した額



「国民年金保険料の納付可能期間の延長」に伴い必要となる業務

基本業務

勧奨→申請→審査・承認(納付書発送)→納付

	A. 60歳未満	B. 60歳～65歳	C. 65歳以上
1. 無年金見込みだが、事後納付で受給権取得	基本業務に加え、 ・個別勧奨 ・丁寧な相談対応 が必要。		基本業務に加え、 ・個別勧奨 ・丁寧な相談対応 ・納付後の裁定及び年金給付 が必要。
2. 無年金見込みであり、事後納付でも受給権なし		事後納付しても老齢年金の受給権につながらないことについて、丁寧な説明が必要。	
3. 受給権ありで、事後納付なら年金増額		基本業務	制度の対象外